

令和3年3月農業委員会定例会議事録

日時	令和3年3月26日（金）午前9時00分～午前10時50分					
場所	さぬき市役所 本庁附属棟 多目的室					
	議事録署名委員の指名について					
日程第1	諸報告					
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1号～3号)				
日程第3	非農地証明願について	(会長提出議案第4号～14号)				
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第15号～17号)				
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第18号～20号)				
日程第6	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第21号)				
日程第7	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第22号)				
日程第8	青年等就農計画の審査について	(会長提出議案第23号)				
日程第9	その他					
出席委員	1 楠 豊	2 吉原博美	4 蓮井セツ子	5 松岡浩二	6 稲田俊美	
	8 大塚ノブ子	9 岡村義弘	10 廣瀬 徹	11 川田政美	12 十川隆行	
	13 岩澤佳宣	14 寒川 巧	15 十河道夫	16 藤澤 明		
	17 芳竹和政(会長職務代理者)			18 松原俊幸 (会長)		
欠席委員	3 朝倉重弘	7 間嶋正憲				
事務局	藤井 浩事務局長 山下智資課長補佐 頼富伸次副主幹 脇谷哲士主任主事					
農林水産課	玉木省三副主幹					
農地機構	松岡一海農地集積専門員 猪熊 正農地集積専門員					
傍聴者						

議長（会長）

皆さん、こんにちは。日に日に暖かさが増しておりますが、皆様、今日この頃、いかがお過ごしでしたでしょうか。

先日開催致しました農家相談をはじめ、日頃、当農業委員会の活動にご尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、年度最後の定例会ということではありますが、これまで皆様の協力のもと、昨年夏に新たな農業委員として任命を受けられ、同時に推進委員さんも発足し、委員研修、農地パトロール、調査後の意向調査、1筆個別訪問や農地利用集積の目標を掲げることができました。

さて、本日の議題であります。年度最後ということで、大変、案件数も多いのですが、円滑なご審議ができますようご協力をお願いして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

令和3年3月農業委員会の定例会を今から開催致します。

本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認し調査いただいていると思いますので、よろしくお願い致します。

なお、本日、新規就農の案件がありまして、事前に各地区の代表者と会長職務代理人、私の7名で聞き取り調査を行っていますので、後ほど地区代表者から報告致しますので、よろしくお願い致します。

さて、本日の出席は、18名中16名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録の署名委員ですが、私のほうから指名させていただきます。吉原委員さん、蓮井委員さん、両委員さん、よろしくお願い致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告、事務局より報告をお願い致します。

事務局

使用貸借終了農地返還通知、別紙のA4の用紙をご覧ください。使用貸借に係る農地の返還通知書は5件受理しています。

1ページをご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するものです。

まず、貸人が●●●●●●●●●●地区、●●●●様、借人は●●●●●●●●●●で、申請地は●●●●●●●●●●番●です。解約理由は貸人の要望です。

次に、第2号、第3号をご覧ください。これは農地機構を通じて貸し借りをしている農地で、貸人は●●●●地区、●●●●様、借人は●●●●●●●●●●●●●●で、申請地は●●●●●●●●●●番●他4筆です。解約理由は貸人の要望のためです。

次に、4号、それと、2ページ目の5号をご覧ください。これも農地機構を通じて貸し借りをしている農地で、●●●●地区、●●●●様、借人は●●●●●●●●●●●●●●で、申請地は●●●●●●●●●●番他5筆です。解約理由は貸人の都合のためです。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

事務局の報告が終わりました。

続きまして、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第3号を議題とし、一括上程致します。

なお、今月の議案で、第3号は●●委員の関係する議案になりますので、除外対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局

先に、農地法第3条、第1号、第2号について説明させていただきます。

会長提出議案第1号、地区番号3、受付年月日、令和3年3月1日。譲渡人、●●●●●、●●●●●様。譲受人、●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●

人、●●●、●●●●様。譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●
●●番●他2筆、計3筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計3,78
1㎡。譲渡人の申請事由、労力不足。譲受人の申請事由、新規就農。権利は
所有権の移転、経営面積、新規就農のためゼロ、受人従事数2。資料は3ペ
ージでございます。申請地は●●●●●●200mに位置し、新規就農の案
件で、本日ヒアリングを行っております。相続に係る財産処分の関係案件で
もありまして、議案の第14号、第17号、第21号整理番号43番が関係
案件となっております。申請地の隣接農地の利用権設定申請もあり、併せ
て5,810㎡を耕作予定となっております。以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地
区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員 報告します。●●地区で相続の関係で空き家になっている元農地つきの家
屋ともに譲り受けになっております。農業機械等、全部揃っております。本
人の新規就農いうことでありますが、大変なところではございますが、農地
もきちんとできておりましたので、異常ないと思いますので、ご審議のほど
よろしく申し上げます。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第3号につきまして、質疑等が
ありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第3号につきましてお諮りします。議案第3号について異
議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第3号を原案のとおり認めることと致します。
退席されている●●委員の着席を認めます。

(●●委員 着席)

議長（会長） 続きまして、日程第3 非農地証明願について、会長提出議案第4号から
第14号を議題とし、一括上程致します。

なお、今月の議案で、第7号、第8号、第14号は●●委員の関係する議
案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 議案書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。今回の非
農地証明案件につきましては、除斥対象も含めまして11件でございます。面
積に致しまして16,200.27㎡で、筆数は19筆でございます。

それでは、個別の案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第4号、地区番号1、受付年月日は令和3年3月1日。申請
人は●●●●●●●の●●●●様でございます。申請地は●●●●●●●●
●●●●番●の1筆で、台帳地目畑、現況山林、地積465㎡でございます。
申請理由と致しましては、平成27年頃から耕作不能な状態が継続し山林化
したものでございます。お手元の資料の4ページ、5ページをお開きいた
だきたいと思っております。

沿革でございますけども、さぬき市●●、●●●●●、●●●●から北西へ
約270mの●●●●●の西側に位置しております。当該地周辺地は山腹に

ついでご説明を致します。

まず、4号議案ですが、現地を確認したところ、資料の5ページの写真を見ていただければ分かるように、山林との接続地の畑であり、資料の写真のとおり、草や木が茂った状態でありました。地区委員会と致しましては仕方なかろうということになりましたので、ご報告致します。

5号議案ですが、内容については事務局の説明のとおり、農道の拡張ということのようでございます。地区委員会と致しましては問題なかろうということになりましたので、ご報告致します。

議長（会長） 続きます、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員 第6号議案、ご説明致します。3月21日、現地確認を行いました。そのときに、大変、5、234㎡と広い土地ですけれども、全面竹と雑木が繁殖して、これはもう認めることはしょうがなかろうということで私たちは判断致しました。よろしくご審議いただきます。お願いします。

議長（会長） 続きます、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

川田正美委員 先日、全員で現状を見ましたが、もう50年も60年も前からこれ建っておる状態ですので、致し方なかろうかと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（会長） 続きます、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員 10号、11号、12号、13号、全て●●の周辺の畑地でした。雑木、竹等が生えておまして、別に異常ないと思えますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第7号、第8号、第14号を除く議案第4号から第13号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第7号、第8号、第14号を除く議案第4号から第13号につきましてお諮りします。議案第7号、第8号、第14号を除く議案第4号から第13号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第7号、第8号、第14号を除く議案第4号から第13号を原案のとおり認めることと致します。

続きます、●●委員の関係する議案である議案第7号、第8号、第14号の審議に入りますので、それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、退席)

議長（会長） では、事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の2ページの中段でございます、第7号から申し上げます。会長提出議案第7号、地区番号3、受付年月日は令和3年3月1日。申請人は●●●●●の●●●様でございます。申請地は●●●●●番。台帳地目

畑、現況山林の地積585㎡ございます。申請理由と致しましては、平成25年頃から耕作不能な状態が継続し山林化したものでございます。お手元の資料、10ページから11ページをお開きいただきたいと思います。

沿革を申し上げますと、さぬき市●●、●●、●●●●●●北側約130mで、ご覧のとおり、●●●の北側に隣接した場所でございます。周辺地は山間部が迫る状況でございます。申請者は平成14年に相続、高齢化し管理が行き届かなくなり、現在、借り手不在、現況は隣接山林などの影響も受け、利用状況調査においても非農地に該当されております。

続きまして、会長提出議案第8号、地区番号3、受付年月日が令和3年3月1日。申請人は●●●●●●の●●●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●番●。台帳地目畑、現況原野で、地積3,172㎡ございます。申請理由と致しましては、平成30年頃から耕作不能な状態が継続し原野化したものでございます。お手元の資料の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

沿革を申し上げますと、先ほどの議案第7号の西側に隣接しておりまして、申請者は令和元年に相続、前所有者、夫が既に高齢化し管理が行き届かなくなり、第7号同様、隣接山林などの影響も受け原野化され、利用状況調査においても既に、こちらのほうも非農地に該当判断されております。

続きまして、議案書の3ページの最後でございますが、会長提出議案第14号、地区番号5でございます。こちらのほうは、先ほど第3号からご説明ありました関係案件でございます。受付年月日が令和3年3月1日の、申請人が●●●、●●●●●●様で、申請地、●●●●●●番●他6筆ございます。台帳地目は、田で3筆、畑で4筆でございます。現況は全て7筆とも山林でございます。地積が7筆合計で4,434㎡ございます。申請理由と致しましては、昭和50年頃から40年以上不耕作な状態が継続し山林化したものでございます。お手元の資料の28ページから32ページ目まで、量が多いのですが、お開きください。

沿革を申し上げますと、さぬき市●●、●●、●●●●●●から南へ約2.7kmに位置し、ご覧のとおり、●●●●●●●●●●線沿い及び東へさらに100mから300m入った点に位置している当該地でございます。周辺地は主に山林に囲まれた状況に位置しております。申請者は市外在住でございます。平成15年に相続しましたが、先代が高齢化し管理難となり、その後放棄され現在に至りまして、隣接山林とともに雑木・竹林が覆い茂り自然改廃し、農地としては復旧困難になったものです。こちらのほうも利用状況調査において非農地に該当判断されております。お手元で、ちょっと多いのですが、1筆だけが道路沿いでございます。お手元の資料の32ページのほうにそれぞれ7筆を添付しておりますので、ご覧いただいたら、赤でそれぞれ囲っているところが当該申請地の7筆となっております。以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願い致します。

大塚ノブ子委員

第7号議案のご報告を致します。3月21日に現地確認を行いました。確かに雑木も生えておりました。横の畑の続き、第8号議案の●●●●●●さんの畑に隣り合わせにあります。これも致し方ないでしょうということで私たちは判断致しました。

第8号議案について、これは●●●●●●さん、原野となっております。現況地目が。見ましたところ、果樹が植えられていた跡がまだ残っているような状態ですが、多分、旦那さんの体調が悪くて放棄されていたのだろうと想像致します。そこで、私たちはこれも致し方ないでしょうということで認

ら平成5年5月10日。農地区分は第2種農地で、備考と致しまして、無断転用で、併せ利用地がございます。資料につきましては35ページから36ページで、位置図を35ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●、●●●●●から北東へ約450mに位置し、申請地の隣接は畑、宅地及び水路に接しております。土地利用計画図等から、申請人は平成5年頃にかけて母屋の建て替えをする際に仮住まいとして建築して拡張したものであり、今般、無断転用が判明したため是正するものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も整っております。また、始末書も添付され反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区からお願いします。

蓮井セツ子委員

議案第15号についてご報告致します。3月16日、委員9名全員で無断転用是正措置の確認を行いました。書類も揃っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員

第16号議案ですが、無断転用ということで、もう拡張したときにブロック塀の内側になっておる1m足らずの細長い土地でした。これはもうできていましたので、この分に関しては止むを得ないだろうということでありました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。第15号及び第16号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第15号及び第16号につきましてお諮りします。議案第15号及び第16号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第15号及び第16号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、●●委員の関係する議案である議案第17号の審議に入ります。

それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長）

では、事務局より説明を求めます。

事務局

会長提出議案第17号でございます。地区番号は5、受付年月日、令和3年3月1日。申請人は●●●、●●●●様。申請地は●●●●●番●。台帳地目田、現況地目宅地。地積は497㎡。転用目的は農業用倉庫。建築面積で184.10㎡。工事着完年月日が平成10年10月1日から平成10年12月20日。農地区分は第2種農地です。備考と致しまして、無断転用

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第18号から第20号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第21号を上程致します。なお、今月の議案で、整理番号6番、7番が●●委員、●●●●委員、農地中間管理事業対象農用地等総括表の23番から27番が●●委員の関係議案になりますので、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局

会長提出議案第21号についてご説明致します。

議案書の6ページから10ページの説明となります。個人が22件、中間管理機構が21件の合計43件となっております。43件のうち、新規が23件、再設定が20件となっております。43件のうち、賃借権が4件、使用貸借権が39件となっております。賃借権の内訳としまして、7,000円が1件、5,000円が1件、4,000円が1件、2,000円が1件となっております。期間は、20年が1件、10年が11件、6年が13件、5年が9件、3年が6件、2年が3件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表について説明致します。A3のこちらの用紙をご覧ください。

貸付先は、個人が39件、法人が2件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権が8件、使用貸借権が33件となっております。期間は、10年が12件、6年が29件となっております。利用内容は、水稻、麦、露地野菜の作付となっております。以上です。

議長（会長）

説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑等がある場合は整理番号指定の上、ご発言を願います。

ございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、整理番号6番、7番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の23番から27番を除く議案第21号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり認めることと致します。

続きまして、●●委員、●●●●委員、●●委員の関係議案である整理番号6番、7番、農地中間管理事業対象農用地等総括表の23番から27番の審議に入ります。それでは、●●委員、●●●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 退席)

議長（会長）

では、事務局より説明を求めます。

事務局

農業委員さんについての案件は7件あって、使用貸借権が7件となっております。期間は、10年が3件、6年が2件、5年が2件となっております。

す。利用内容については、水稻、麦の作付となっております。以上です。

議長（会長）

説明が終わりました。質疑等はありませんでしょうか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり承認致します。
退席されている●●委員、●●●●委員、●●委員の再入場を認めます。

全委員

(●●委員、●●委員、●●委員 着席)

議長（会長）

暫時休憩致します。

休 憩

議長（会長）

では、再開致します。
日程第7 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第22号を議題と致します。
なお、番号で4番は●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

そうしたら、番号1番の●●●さん、●●さん。住所はさぬき市●●●●●●番地●。●さんは●●●●年●月●●日生まれの●●歳です。●●さんは●●●●年●月●●日生まれの●●歳です。別紙の経営改善計画を参照してください。現在、水稻、小麦、ハダカ麦、ブロッコリーを生産しています。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産について、水稻(コシヒカリ)は現状面積が6haで、生産量が27,000kgのところ、5年後の目標として、面積が1ha、生産量を4,500kgに減らす予定です。水稻(アキサカリ)は現状面積が2haで、生産量が9,600kgのところ、5年後の目標として、面積が1.1ha、生産量52,800kgに増やす予定です。小麦(二毛作)は、現状面積が2.2haで、生産量が7,920kgのところ、5年後の目標としまして、7ha、生産量が25,200kgに増やす予定です。ハダカ麦(二毛作)は、現状面積が4.8haで、生産量が16,080kgのところ、5年後の目標として、面積が5ha、生産量16,750kgに増やす予定です。ブロッコリーは、現状面積0.6haで生産量6,000kgのところ、5年後の目標として、0.2ha、生産量は2,000kgに減らす予定です。小麦(単作)は現在作付がありませんが、5年後の目標として、面積を5ha、生産量18,000kgに増やす予定です。

(3)の農用地及び農業生産施設について、所有地はありません。借入地は、田が現状8.6haのところ、5年後までに1.8haまで増やす予定です。

年間所得は現状170万円のところ、5年後の目標として490万円に増やす予定です。

●●さんは平成28年4月1日付で認定新規就農者の認定を受け営農してきましたが、令和3年3月31日をもちまして期間満了になることから、引き続き認定農業者の認定を受けるものです。令和3年2月25日には家族経営協定の調印も済ませたところです。今後は●●さん、●●さん、2人力を合

わせて農業を経営していきます。地域の担い手として●●地区を中心に農地の拡大も計画しておりますので、新規の認定農業者としてのご審議をよろしく申し上げます。

続きまして、番号2の●●●●さん。住所がさぬき市●●●●●●番地。●●●●年●●月●●日生まれの●●歳です。別紙の経営改善計画を参照してください。現在の営農類型としまして酪農をされています。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産について、乳牛は現状22頭飼育しており、牛乳の生産量が220tのところ、5年後の目標として、頭数を30頭に増やし、生産量については300tに増やす予定です。F1子牛は、現状16頭のところ、5年後、28頭に増やす予定です。ET子牛は現状2頭いますが、5年後はゼロになる予定です。

(3)農用地及び農業生産施設について、所有地、借入地及び農業生産施設につきましては増減ありません。

年間所得は現状210万円のところ、5年後の目標、470万円に増やす予定です。

●●さんは今後も酪農農家として、飼養頭数を増やすことにより乳量の増加を図ります。また、スマートフォンなどを活用して飼養管理の省力化による労働時間の短縮にも努めていきますので、認定農業者の継続審議につきまして、ご審議のほうよろしく申し上げます。

番号3番、●●●●さん。住所はさぬき市●●●●●●●●番地。●●●●年●●月●●日生まれの●●歳です。経営改善計画をお願い致します。現在の営農類型としまして、桃、スモモ、果樹加工品生産・販売をされています。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産について、桃は現状面積2.1haで、生産量が13,650kgのところ、5年後の目標としまして、面積は変わらず、生産量を16,800kgに増やす予定です。スモモは現状面積0.8haで、生産量5,600kgのところ、5年後の目標は変更なしです。

(2)農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業につきましては、果樹加工品生産・販売の現状700万円ですが、5年後の目標として1,500万円を目指します。

(3)農用地及び農業生産施設につきまして、所有地、借入地については増減ありません。農業生産施設については、直売所の改修、加工施設は100㎡の増築を計画しております。

年間所得は現状497万円のところ、5年後の目標として670万円に増やす予定です。

●●さんは今後、観光農園の開設や直売所の改修により、消費者との交流強化を図っていきます。加工施設の増築を行い、新加工品開発にも力を入れ、加工品の生産拡大及び販路の拡大を図り、農業所得の向上を目指していきます。また、桃の新品種への改植を計画的に進め、収量、品質の向上を目指します。認定農業者の継続審議について、ご審議をよろしく申し上げます。

続きまして、5番の●●●●●●●●●●。住所はさぬき市●●●●●●●●番地●。●●●●年●●月●●日に設立しています。経営改善計画を参照してください。現在の営農類型としまして、養豚と食品残渣等堆肥化をしています。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産について、オリーブ豚が飼養頭数常時1,450頭で年間頭数4,500頭のところ、5年後の目標として、常時1,800頭を飼育し、年間頭数を5,400頭に増やす予定です。讃岐もち豚は飼養頭数常時600頭で年間頭数2,400頭のところ、5年後につきましても変更はありません。

(2)の農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業としまして、食品

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、原案のとおり承認することと致します。
続きまして、議案第22号、●●委員に関係する議案である番号4の審議に入ります。
それでは、●●委員の退席を求めます。

（●●委員 退席）

議長（会長）

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

4番の●●●●さんです。住所はさぬき市●●●●●●●●番地。●●●●年●月●日生まれの●●歳です。経営改善計画を参照してください。現在の営農類型としまして、ミニトマト、ブドウ、水稻をされています。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、（1）の生産について、ミニトマトは、現状10aで生産量が9,000kgのところ、5年後も面積は変更せず、生産量を10,000kgに増やす予定です。ブドウは、現状面積13aで生産量1,430kgのところ、5年後の目標として面積20a、生産量2,600kgに増やす予定です。水稻は、現状面積71aで生産量2,982kgのところ、5年後の目標に変更はありません。

（2）の農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業としまして、作業受託が現状11万円ですが、5年後16万円に増やす予定です。

（3）の農用地及び農業生産施設につきまして、所有地、借入地について増減はありません。農業生産施設についても増減はありません。

年間所得、現状370万円のところ、5年後の目標として470万円を目指す予定です。

●●さんは休んでいたミニトマトの栽培を再開するとともに、ブドウの改植や新規植え付けを増やすことにより規模拡大を行い、品質、収量の向上を目指していきます。皆さんご存じのとおり、経験も実績もありますので、認定農業者の継続審議について、ご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら、報告をお願い致します。

藤澤 明委員

●●さんですが、皆さんご存じのとおり、有望な、人望のある方です。今までも長年経験を積んで、安定した経営をしていると思いますので、継続でよろしいかと思えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。
議案第22号の番号4について質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第22号、番号4についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、原案のとおり承認することと致します。
●●委員の再入場を認めます。

議長（会長）

それでは、原案のとおり承認することと致します。
本日上程の議案については以上です。日程第9 その他で、事務局、ありませんか。

事務局

そうしたら、次回の定例会及び総会のほうのご案内でございます。次回は来月4月20日火曜日午後、13時30分から総会、本庁の301、302会議室、及びそのまま終了後を予定しておりますけども、15時、午後3時からの定例会となっております。

総会等についての事務連絡

議長（会長）

以上をもちまして、令和3年3月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議、ありがとうございました。

（10時50分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・15名 反対委員・・・0名

・非農地証明願について
賛成委員・・・15名 反対委員・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・15名 反対委員・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・15名 反対委員・・・0名

・農地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・15名 反対委員・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・15名 反対委員・・・0名

・青年等就農計画の審査について
賛成委員・・・15名 反対委員・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 2番

署名委員 4番